

緑と花の沿道推進事業補助制度の見直し（素案）

1、制度概要

道路沿いに新たに生垣等の造成等（生垣及び花壇の造成、フェンスの緑化並びにそれらに伴う既存のブロック塀、万年塀等（以下「ブロック塀等」という。）の撤去をいう。以下同じ。）をしようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路との接道部の緑化を推進するとともに、併せてブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止することを目的とする。

2、制度見直しの背景

それまで実施していた生垣造成補助金に代わり、令和4年4月に緑と花の沿道推進事業補助金として制度改正を行い、生垣造成の他、花壇の造成やフェンス緑化を補助対象に加えた。しかしながら補助実績は低調な状態が続いており、令和6年度事務事業評価における行革本部評価では、「事業目的としている緑化の推進に資する事業とするため、市民にとってより活用しやすい制度となるよう、補助対象範囲や補助率、補助額など、改めて制度の見直しを図りたい。」とされており、本市の現状に即した事業内容について検討する必要がある。

各年度予算執行状況

年度	予算額	決算額	執行率	補助件数	
令和6年度	1,248,000 円	155,000 円	12.4%	3 件	生垣2件、花壇1件
令和5年度	1,248,000 円	19,000 円	1.5%	1 件	花壇1件
令和4年度	1,248,000 円	220,000 円	17.6%	4 件	生垣4件
令和3年度	1,248,000 円	358,000 円	28.7%	4 件	生垣3件、生垣・塀撤去1件

3、現行制度の整理（西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱）

○補助金交付の対象

西東京市内において、個人が居住するために所有又は管理をする宅地がある者で、別表に規定する補助要件に該当する生垣等の造成等をするもの。

生垣の造成	補助要件
	(1) 生垣用の樹木の1本の高さが80cm以上かつ枝幅30cm以上であること。
	(2) 生垣の植栽数は1m当たり2本以上とし、生垣の総延長は3m以上(道路に面している部分に限る。)あること。
	(3) 生垣の前にフェンスを設置する場合は、透過率70%以上のフェンスであること。
	(4) ブロック塀等を撤去する場合は、地表から60cm以上の高さのブロック塀等の撤去(道路に面している部分に限る。)であること。
	基準額
	(1) 生垣の造成 1m当たり10,000円とし、20mを限度とする。(※地表から60cm以上の高さのブロック塀等の撤去を伴わないときは、補助金の交付の額を2分の1とする。)
	(2) ブロック塀等の撤去 1m当たり6,000円とし、20mを限度とする。
花壇の造成	補助要件
	(1) 花壇の総延長が3m以上(道路に面している部分に限る。)、道路境界から奥行き70cm以上(縁石を含む。)かつ面積2.1平方m以上(縁石を含む。)あること。
	(2) 花き等の植栽数は、1平方m当たり、低木は5株を標準とし、花き(多年生植物)は12株を標準とする。ただし、花き等の種類等によっては、現地調査等により、適切と認める場合はこの限りでない。
	(3) ブロック塀等を撤去する場合は、地表から60cm以上の高さのブロック塀等の撤去(道路に面している部分に限る。)であること。
	基準額
	(1) 花壇の造成(花き等の購入を含む。) 1m当たり10,000円とし、20mを限度とする。(※地表から60cm以上の高さのブロック塀等の撤去を伴わないときは、補助金の交付の額を2分の1とする。)
	(2) ブロック塀等の撤去 1m当たり6,000円とし、20mを限度とする。
フェンス緑化	補助要件
	(1) 既存のフェンス及び新たに設置するフェンスに、多年生つる性植物を列植すること。
	(2) 列植部分の総延長が3m以上(道路に面している部分に限る。)あること。
	(3) フェンスの後ろ側(宅地側)に植栽する場合は、透過率70%以上のフェンスであること。
	(4) ブロック塀等を撤去する場合は、地表から60cm以上の高さのブロック塀等の撤去(道路に面している部分に限る。)であること。
	(5) 前号に規定するブロック塀等を撤去する場合は、フェンスの設置経費も補助の対象とする。
	基準額
	(1) フェンスの設置 1m当たり5,000円とし、20mを限度とする。
	(2) フェンスの緑化 緑化延長に1m当たり2,000円とし、20mを限度とする。
	(3) ブロック塀等の撤去 1m当たり6,000円とし、20mを限度とする。

4、他自治体との比較

近隣自治体の制度について、金額面や申込資格の観点から比較を行い、西東京市のみどりにとってより良い制度策定の一助とする。

※比較内容は別紙参照

5、見直しの検討案

民有地の緑化を目的としていることから、緑化の範囲を道路に面した場所に限定せず、道路から見える・感じる範囲まで広げるほか、現在は「人にやさしいまちづくり条例」に規定する開発事業に該当するものについては適用しないこととしているが、補助制度の利用しやすさと民有地の緑化（市民が感じる緑化の量）が両立するような補助制度となるよう、要綱の内容について検討する。

- （１）地表から 60 c m以上のブロック塀等の撤去を伴わないときは補助金の交付の額を 2 分の 1 とする旨の記載を削除し、1 件あたりの交付額の拡充を図る。

現行	検討案
第4 補助金の交付額 2 前項の場合において、別表に規定する生垣の造成又は花壇の造成をし、地表から 60 センチメートル以上の高さのブロック塀等の撤去を伴わないときは、補助金の交付の額を 2 分の 1 とする。	第4 補助金の交付額 <u>(左記要件削除)</u>

- （２）補助金交付の適用除外の要件について、現在は西東京市人にやさしいまちづくり条例に該当する開発事業地は対象外であるが、制度の利用しやすさの向上のため、開発事業地についても補助要件の対象とする。

現行	検討案
第5 補助金交付の適用除外 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。 （１） 国、地方公共団体、公社及び公団が造成等するもの <u>（２） 西東京市みどりの保護と育成に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 128 号）第 12 条又は西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成 19 年西東京市条例第 68 号）第 41 条の規定に該当する開発事業</u> （３） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの	第5 補助金交付の適用除外 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。 （１） 国、地方公共団体、公社及び公団が造成等するもの （２） 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(3)生垣造成、フェンス緑化の補助要件について、設置位置を道路に面している部分に限定していたものから、隣地に接している部分まで拡大する。

なお、花壇の造成は地面からの高さが無いため、生垣やフェンス緑化と比較して道路等からは緑を感じにくいことを鑑み、補助要件を据え置きとする。

現行	検討案
【生垣の造成 補助要件】 生垣の植栽数は1メートル当たり2本以上とし、生垣の総延長は3メートル以上（道路に面している部分に限る。）あること。 【フェンスの緑化 補助要件】 列植部分の総延長が3メートル以上（道路に面している部分に限る。）あること。	【生垣の造成 補助要件】 生垣の植栽数は1メートル当たり2本以上とし、生垣の総延長は3メートル以上（道路又は隣地に接している部分（<u>接道面においては道路上から容易に見渡せる奥行5m以内の範囲</u>）で、<u>接道面以外の隣接地の助成を受ける場合には接道面を補助対象としているもの</u>に限る。）あること。 【フェンスの緑化 補助要件】 列植部分の総延長が3メートル以上（道路又は隣地に接している部分（<u>接道面においては道路上から容易に見渡せる奥行5m以内の範囲</u>）で、<u>接道面以外の隣接地の助成を受ける場合には接道面を補助対象としているものに部分に限る。</u>）あること。

(4) 基準額について、多摩 26 市の中でも最高額となるよう設定し、1 件あたりの交付額の拡充を図る。

フェンス緑化については「フェンスの設置＋フェンスの緑化」の合計額が生垣や花壇の造成と同額となるよう設定する。

現行	検討案
【基準額】 (1) 生垣の造成 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) 花壇の造成（花き等の購入を含む。） 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) フェンスの設置 1メートル当たり <u>5,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) フェンスの緑化 緑化延長に1メートル当たり <u>2,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (3) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。	【基準額】 (1) 生垣の造成 1メートル当たり <u>14,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) 花壇の造成（花き等の購入を含む。） 1メートル当たり <u>14,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) フェンスの設置 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) フェンスの緑化 緑化延長に1メートル当たり <u>4,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (3) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。